

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣	菅	義偉
財務大臣兼金融担当大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	田村	憲久
農林水産大臣	野上	浩太郎
経済産業大臣	梶山	弘志

年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、政府においては、これまでも金融機関等に対して、事業者等への迅速かつ円滑な資金繰り支援等が実施されるよう、累次にわたり要請をしてまいりました。金融機関等におかれては、こうした要請等も踏まえ、事業者等への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。しかしながら、足下、年末年始の感染拡大防止に最大限の対策を講じる観点から、Go To キャンペーンの一時的停止や、各都道府県において感染状況等を踏まえて行われている営業時間短縮の要請等の措置を講じることに伴い、その影響を踏まえつつ、事業者等の資金需要が高まる年末・更にはそれ以降の資金繰り支援に、全力を挙げていただく必要がございます。

つきましては、「中小企業・小規模事業者等に対する年末金融の円滑化について」（令和2年11月30日）、「『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』を踏まえた事業者支援の徹底等について（麻生金融担当大臣談話）」（令和2年12月8日）を含むこれまでの要請について、重ねて徹底をお願いするとともに、以下の事項について、改めて要請いたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願い致します。

記

1. Go To キャンペーンの一時的停止等の措置の影響等により、中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障が生じないように、事業者支援に万全を期すこと。特に、影響を受ける事業者等について、事業者訪問等を活用して資金ニーズを積極的に確認し、必要に応じ、地域の関係機関とも連携しつつ、新規融資等や条件変更などを迅速かつ柔軟に実施すること。その際、据置期間が到来する貸出については、返済期間・据置期間の延長等の措置を講じるなど、事業者等の実情に応じた最大限の配慮を行うこと。
2. 実質無利子・無担保融資の適用については、Go To キャンペーンの一時的停止や売上高の変動等の影響を受けている事業者等が、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資を利用しやすくなるよう、売上高要件を緩和*することとしているところであり、この点について、営業現場等を含め浸透させること。

※ 現行の「直近1ヶ月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「直近6ヶ月平均」の売上高の対前年同期の比較を可能とするもの。

3. 事業者等からの相談に適切に対応できる態勢を構築すること。特に政府系金融機関等においては、事業者等のニーズに応じて、相談受付時間の延長等対応の強化を図ること。
4. 上記の実効性を確保するため、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。